

令和6年度運営指導について

1 令和6年度運営指導件数等について

(1) 実施件数：9事業所

(2) 対象サービス種

- ①地域密着型通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所型含む）
- ②介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問型サービス）
- ③介護予防支援事業

2 運営指導における指摘事例

本市で実施した運営指導の際に、指導事項として指摘した事例を掲載します。事業所において、類似の事例がないかご確認ください。

(1) 共通事項

①各種申請・届出等について

ア 変更届が提出されていない。（サービス提供責任者の変更、事業所所在地の変更）
（介護保険法施行規則）

②内容及び手続の説明及び同意

ア 令和6年度介護報酬改定に伴う、重要事項説明書及び契約書の一部変更について、同意が得られていないものがあった。

イ 令和6年度介護報酬改定に伴う変更後の内容について、各個人ファイルに綴られていなかった。

ウ 重要事項説明書の説明者欄が未記載のものがあった。

エ 重要事項説明書に虐待防止のための措置に関する事項の記載がなかった。（運営規程の概要が記載されることとなっているため記載が必要）

オ 重要事項説明書に記載の事業の実施地域について、地区を限定した記載が見られた。

【居宅介護 p 782～783】 【密着通所 p 502～503】 【総合訪問 p 1289～1290】

③受給資格等の確認

ア 介護保険被保険者証や介護保険負担割合証など、更新後の最新資料の添付がないものがあった。

イ 予防（要支援1・2）から介護（要介護1～5）に変わっているが、介護保険被保険者証の確認ができないものがあった。

【居宅介護 p 784】 【密着通所 p 503】 【総合訪問 p 1290】

④居宅介護支援事業所との連携

ア 居宅サービス計画の本人同意欄に記載がないものがあった。

イ 更新後の居宅サービス計画書及び通所介護計画書が確認できないものがあった。

【居宅介護 p 789～790】 【密着通所 p 504】 【総合訪問 p 1291】

⑤個別サービス計画の作成

- ア 訪問型サービス計画（訪問介護計画書）の更新がされていないものがあった。
イ 通所介護計画書の説明・同意がサービス提供開始より後に取られているものがあった。
ウ サービス提供開始時の通所介護計画書の確認ができないものがあった。

【密着通所 p 505】 【総合訪問 p 1291】

⑥運営規程

- ア 運営規程に虐待の防止に関する事項の規定がない。※令和6年4月1日から義務化
イ 運営規程に規定された営業日や営業時間が実態と異なっていた。

※運営規程を変更した場合、変更届の提出が必要。

【居宅介護 p 798～799】 【密着通所 p 509～510】 【総合訪問 p 1292】

⑦業務継続計画（BCP）の策定等について ※令和6年4月1日から義務化

- ア 業務継続計画の策定等について必要な措置が講じられていない。
・業務継続計画（感染症・災害）が策定されていない。
・研修及び訓練が実施されていない。または、いずれかが実施されていない。
・業務継続計画に伴う訓練についての記録や資料が確認できなかった。

【居宅介護 p 801～802】 【密着通所 p 512～513】 【総合訪問 p 1293】

●業務継続計画未策定減算

利用者全員について、所定単位数から減算。100分の1に相当する単位数
《居宅の場合 p 852～853》《密着通所 p 599》《総合訪問 p 1383》
※居宅・訪問型サービスは令和7年3月31日まで経過措置あり。

※研修や訓練、計画の見直しについて、国のオンデマンドセミナーの受講を。R6はR7.2済。

⑧衛生管理等について ※令和6年4月1日から義務化

- ア 感染症が発生し、又はまん延しないようにするための措置が講じられていない。
・感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
・研修及び訓練が実施されていない。または、いずれかが実施されていない。
※研修及び訓練は、それぞれ年に1回以上実施。GHはそれぞれ年2回以上実施。
・感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会が開催されていない。
※委員会は6月に1回以上開催。委員会等の結果について、職員へ周知をする必要がある。

【居宅介護 p 803～804】 【密着通所 p 513～515】 【総合訪問 p 1293】

●減算に関する規定はないが、義務事項である。

⑨掲示

- ア 重要事項説明書の事業所内への設置がされていなかった。

※原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない（令和7年4月1日適用）
ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。
【居宅介護 p 804～805】 【密着通所 p 515～516】 【総合訪問 1293】

⑩秘密保持

ア 秘密保持誓約書の作成がされていなかった。

【居宅介護 p 805】 【密着通所 p 516】 【総合訪問 p 1293～1294】

⑪苦情処理

ア 苦情処理体制及び手順等の事業所内への掲示及び受付箱の設置が確認できなかった。

（⑨掲示に準ずる：令和7年4月1日適用）

【居宅介護 p 806～807】 【密着通所 p 517】 【総合訪問 p 1293～1294】

⑫高齢者虐待に関すること ※令和6年4月1日から義務化

ア 高齢者虐待防止に関する措置が講じられていない。

- ・虐待の防止のための指針が整備されていない。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。
※委員会は6月に1回以上開催。委員会等の結果について、職員へ周知をする必要がある。
- ・虐待の防止のための研修が実施されていない。
※研修は、年に1回以上実施。GHは年2回以上実施。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者が明記されたものが確認できない。

【居宅介護 p 808～810】 【密着通所 P519～522】 【総合訪問 p 1294】

●高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者全員について、所定単位数から減算。100分の1に相当する単位数

《居宅介護 p 852～853》《密着通所 p 599》《総合訪問 p 1383》

R7.1.27付けメールにて高齢者虐待防止措置未実施減算、身体的拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について（介護保険最新情報Vol.1345）送付。

※小規模事業所における参考例は、介護保険最新情報Vol.1225_R6年3月15日掲載の「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）」p102に記載の「施設・事業者における高齢者虐待防止のための体制整備－令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」を参照。

⑬記録の整備

記録等の保存期間が2年と記載されているものがあった。

（石垣市条例：その完結の日から5年間保存しなければならない）

（2）個別事項（地域密着型通所介護）

①設備及び備品等

ア 消防用設備点検が実施されていない。

- イ 消防用設備点検の結果、不備が見られた事項について適切な対応がとられていない。
- ウ 消火器の使用期限が切れているものがあった。

【密着通所 p 501～502】 【認知症GH p 617～619】 【小多機 p 576～578】

(3) その他

①契約書について

- イ 介護予防・日常生活支援総合事業から訪問介護に変更になったが、変更後の契約書がないものがあった。
- ウ 契約書の契約日が記載されていないものがあった。
- エ 契約書に記載事項欄はあるが、空欄が多くみられた（利用者住所、主治医、連絡先等）

根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行令
- 介護保険法施行規則
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）などサービスを行うために守るべき基準に関する厚生労働省令及び解釈通知等
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成11年厚生省告示第19号）など、介護報酬の算定方法に関する厚生労働省告示及び解釈通知等
- 石垣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 石垣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 石垣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 石垣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 石垣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

介護報酬の解釈

【通称：赤本】



《通称：青本》

